

## 減免規定の見直しについて

使用料の減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果があるが、利用者のほとんどが減免となるような制度は、負担の公平性という点で市民の理解を得難い。

### これまでの減免に関する課題

- ・施設毎に減免の判断が異なっている
- ・前例踏襲で、一度減免となった団体は、ほぼそのまま減免
- ・減免団体による過大な施設予約と一般利用者とのトラブル

### 見直しは大きく2点

- ①営利目的の使用および市又は市の機関の**名義後援**を受けたものが利用する場合であっても、減免の取り扱いはしない
- ②減免団体の登録ではなく、**利用目的**をもって減免を判断

### 基本方針の減免規定を修正（R3.7→R4.8）

市の事業や障がい者、保育所、幼稚園の減免以外は原則減免しない方向で内部調整をしていたが、施設毎の利用目的や、市が推進・推奨している事業について減免は必要ではないという意見もあり、結果として下記の減免区分を追加することとした。

区 分	減免の内容	備 考
特定の利用を目的として建設された施設を、市内の関係団体が特定の目的で利用する場合	半額免除	関係部署の長が認めた場合に限る。

（例）宮司コミュニティセンターの会議室

○半額免除となるケース、

郷づくり推進協議会や自治会が、**研修会やイベント**などで利用する場合

×半額免除とならないケース

郷づくり推進協議会や自治会のメンバーが使用するが、**個人的な内容**で利用する場合

- ・利用目的で判断することで、本来減免すべき目的での利用のみ減免とすることができる。
- ・利用目的の内容は、未来共創センター登録団体への支援内容を参考に調整しており、公共施設の所管課長で構成する定例会議で、利用目的の適否を共有することとしていた。

～福津市未来共創センター条例施行規則（一部抜粋）～

福津市公民館、福津市健康福祉総合センター、各郷づくり交流センター、宮司コミュニティセンター及び福津市複合文化センターの冷暖房使用料を除いた施設使用料の半額免除。ただし、会員向けの互助活動を目的とする利用の場合は除く。